

# 福井県報

第 305 号  
令和 6 年  
7 月 2 日(火)  
火曜日発行

## 目次

(※は県例規集登載事項)

### 告示

○県統計調査の告示の一部を改正する告示(三一〇・統計調査課)……………一

※災害救助法施行細則に規定する実費弁償の程度の一部改正(三一一・危機管理課)

○救急業務に係る医療機関の認定(三一二・福井保健所)……………二

### 公告

○令和六年福井県保育士試験(後期)の実施(児童家庭課)……………三

○令和六年度職業訓練指導員試験の実施(労働政策課)……………五

○土地改良区の役員(丹南農林総合事務所)……………六

○土地改良区の役員の就任(同)……………六

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(道路保全課)……………六

### 教育委員会告示

○令和六年度福井県立高等学校後期編入学者選抜実施要項(定時制の課程および通信制の課程)(五・高校教育課)……………六

### 福井県市町村職員共済組合公告

○福井県市町村職員共済組合の令和五年度決算の要旨……………二

## 告示

福井県告示第310号

県統計調査の告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年7月2日

福井県知事 杉本 達治

県統計調査の告示の一部を改正する告示

県統計調査の告示(平成21年福井県告示第187号)の一部を次のように改正する。

調査の名称および目的	調査対象の範囲	報告を求めらるる事項およびその基準となる期日または期間	報告を求めらるる者	報告を求めらるるために用いる方法	報告を求めらるる期間
福井県子どもの生活状況調査等の生活状況を把握することにより、家庭の経済状況等と子どもの学力との関係性や支援ニーズを明らかにし、今後の子どもの貧困対策における効果的な支援のあり方を検討するための基礎資料を得ること	福井県全域 小学校5年生とその保護者、 中学校2年生とその保護者	【小学校5年生】 就寝時間、食事、学習時間等の生活状況 【中学校2年生】 就寝時間、食事、学習時間等の生活状況 【保護者】 世帯状況、就労状況、収入、経済的理由により困難となっていること 子どもの将来、支援制度の利用状況等 令和2年11月1日	【小学校5年生とその保護者】 小学校5年生：2,000人 保護者：2,000人 【中学校2年生とその保護者】 中学校2年生：2,000人 保護者：2,000人	県一民間事業者一報告 郵送調査	5年 令和3年 1月6日 ～27日

を

調査の名称および目的	調査対象の範囲	報告を求めらるる事項およびその基準となる期日または期間	報告を求めらるる者	報告を求めらるるために用いる方法	報告を求めらるる期間
福井県子どもの生活状況調査等の子どもの生活実態や学習環境等の生活状況を把握することにより、家庭の経済状況等と子どもの学力との関係性や支援ニーズを明らかにし、今後の子どもの貧困対策における効果的な支援のあり方を検討するための基礎資料を得ること	福井県全域 小学校5年生とその保護者、 中学校2年生とその保護者	【小学校5年生】 就寝時間、食事、学習時間等の生活状況 【中学校2年生】 就寝時間、食事、学習時間等の生活状況 【保護者】 世帯状況、就労状況、収入、経済的理由により困難となっていること 子どもの将来、支援制度の利用状況 令和6年6月1日	【小学校5年生とその保護者】 小学校5年生：2,000人 保護者：2,000人 【中学校2年生とその保護者】 中学校2年生：2,000人 保護者：2,000人	県一民間事業者一報告 オンライン調査	5年 令和6年 7月2日 ～29日

に改める。

附 則

この告示は、令和6年7月2日から施行する。

福井県告示第311号

災害救助法施行細則に規定する実費弁償の程度（平成30年福井県告示第308号）の一部を次のように改正する。

令和6年7月2日

福井県知事 杉本 達治

表医師および歯科医師の項中「23, 000円」を「23, 100円」に改め、同表薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士および歯科衛生士の項中「14, 700円」を「14, 800円」に改め、同表保健師、助産師、看護師および准看護師の項中「14, 800円」を「14, 700円」に改め、同表大工の項中「23, 100円」を「25, 500円」に改め、同表左官の項中「24, 200円」を「25, 700円」

に改め、同表及び職の項中「23, 800円」を「25, 100円」に改め、同表救急救命士の項中「14, 300円」を「14, 400円」に改める。

#### 附 則

この告示は、令和6年7月2日から施行する。

### 福井県告示第312号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項の救急業務に係る医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年7月2日

福井県知事 杉本 達治

- 1 区分 救急診療所
- 2 名称 打波外科胃腸科婦人科
- 3 所在地 福井県福井市文京7丁目10-2
- 4 認定の有効期間  
自 令和6年6月27日  
至 令和9年6月26日

## こ 告

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第18条の8第2項の規定に基づき、令和6年福井県保育士試験（後期）を実施するので、児童福祉法施行細則（昭和23年福井県規則第26号）第19条の規定により次のとおり公告する。

令和6年7月2日

福井県知事 杉本 達治

福井県は、法第18条の9の規定に基づき指定試験機関として一般社団法人全国保育士養成協議会を指定し、試験実施予定日時、場所その他必要な事項の広報、試験に対する受験者等からの問合せ対応、受験資格の認定、受験申込書の受付、確認、受験票の送付、試験問題の作成・保管・管理、試験の実施、答案の採点、合否の決定、合否の通知、受験の停止および合格の無効の決定、その他試験実施に関する必要な事務を委託して試験を実施する。

#### 1 試験の日時

筆記試験 令和6年10月19日（土）・10月20日（日）

実技試験 令和6年12月8日（日）

#### 2 試験の科目

##### (1) 筆記試験

保育の心理学・保育原理・子ども家庭福祉・社会福祉・教育原理・社会的養護・子

どもの保健・子どもの食と栄養・保育実習理論

#### (2) 実技試験

音楽に関する技術・造形に関する技術・言語に関する技術（2分野選択）

#### 3 受験資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に2年以上在学（短期大学は卒業）して62単位以上修得した者または高等専門学校を卒業した者
- (2) 学校教育法による大学に1年以上在学している者であって、年度中に62単位以上修得することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
- (3) 学校教育法による高等専門学校および短期大学の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
- (4) 学校教育法による高等学校の専攻科（修業年限2年以上のものに限る。）もしくは特別支援学校の専攻科（修業年限2年以上のものに限る。）を卒業した者または当該専攻科の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
- (5) 学校教育法による専修学校の専門課程（修業年限2年以上のものに限る。）もしくは各種学校（同法第90条に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限2年以上のものに限る。）を卒業した者または当該専修学校の専門課程もしくは当該各種学校の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者（ただし、平成3年3月31日以前の高等学校卒業者はこの限りでない。）
- (6) 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者
- (7) 学校教育法による高等学校を卒業した者もしくは中等教育学校を卒業した者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）または文部科学大臣において、これと同等以上の資格を有すると認定した者であって、以下に掲げる施設において、2年以上の勤務で、総勤務時間が2,880時間以上、児童の保護に従事した者
- ア 児童福祉施設
- イ 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園）
- ウ 幼稚園（学校教育法第1条に規定する幼稚園（特別支援学校幼稚園を含む。））
- エ 家庭的保育事業（法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業）
- オ 小規模保育事業（法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業）
- カ 居宅訪問型保育事業（法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業）
- キ 事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業）
- ク 放課後児童健全育成事業（法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業）

- ケ 一時預かり事業（法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業）
- コ 離島その他の地域において特別保育（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する特別保育）を実施する施設
- ク 小規模住居型児童養育事業（法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業）
- ク 障害児通所支援事業（法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業（保育所訪問支援事業を除く。））
- ク 一時保護施設（法第12条の4に規定する一時保護施設）
- セ 18歳未満の者が半数以上入所する次に掲げる施設等
  - (ア) 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設）
  - (イ) 指定障害福祉サービス事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を行うものに限る。））
  - ロ 法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項もしくは法第35条第4項の認可または認定ことも園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、次に掲げるもの
  - (ア) 法第59条の2の規定により届出をした施設
  - (イ) アに掲げるもののほか、都道府県知事が事業等の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設
  - (ウ) 児童福祉法施行規則第49条の2第3号に規定する幼稚園併設認可外保育施設
  - (エ) 国、都道府県または市町村が設置する法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設
- (8) 上記(ク)に掲げる施設等において5年以上かつ7,200時間以上児童等の保護または援護に従事した者
- (9) 平成3年3月31日までに学校教育法による高等学校を卒業した者（旧中学校令による中学校を卒業した者を含む。）もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）または文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者
- (10) 平成8年3月31日までに学校教育法による高等学校の保育科を卒業した者
- (11) ア 上記(ク)イ～ロに掲げる施設等において2年以上かつ2,880時間以上児童等の保護または援護に従事した者であって、学校教育法による高等学校を卒業した者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）または文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者

- イ 上記(ク)イ～ロに掲げる施設等において5年以上かつ7,200時間以上児童等の保護または援護に従事した者
- ウ 上記(1)～(6)に準ずる者
- 4 受験手続
  - (1) 受験申請書の配布
    - ア 配布期間  
令和6年7月4日（木）から
    - イ 請求先  
一般社団法人全国保育士養成協議会 保育士試験事務センター
  - (2) 受験の申請に必要な書類
    - ア 保育士試験受験申請書
    - イ 受験資格を証明する書類
    - ウ 一部科目合格を証明する書類
    - エ 一部科目免除を証明する書類（5(2)に該当するものは、5(2)に掲げる実務経験を有することを証する書類）
    - オ 改姓を証明する書類（戸籍の一部記載事項証明書または戸籍抄本等日・現姓の両方が記載されている公的書類）
    - カ 郵便振替払込受付証明書（受験申請書に貼付）
    - キ 写真1枚（受験申請日前6か月以内に撮影した上半身、脱帽、無背景の写真を受験申請書に貼付）
  - (3) 受付期間  
令和6年7月5日（金）から令和6年7月25日（木）まで※当日消印有効
  - (4) 提出方法  
簡易書留郵便に限る。
  - (5) 提出先  
一般社団法人全国保育士養成協議会 保育士試験事務センター
  - (6) 受験手数料  
12,700円
  - 幼稚園教諭免許所有者において、筆記試験科目が全て免除となる場合  
2,400円
  - 郵便振替払込取扱票により郵便局にて納付する。
  - (7) オンライン受験申請  
オンライン受験申請方法については、一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターホームページを参照。
- 5 試験科目の一部免除
  - (1) 過去2年において、保育士試験の一部科目に合格している者は該当科目を免除
  - (2) 令和3年の試験において合格した科目のある者であって、令和3年度から令和5年

度末までに3(7)に掲げる施設において「1年以上かつ1, 440時間以上」の実務経験を有する者については2年間、令和2年の試験において合格した科目のある者であつて、令和2年度から令和5年度末までに次に掲げる施設において「2年以上かつ2, 880時間以上」の実務経験を有する者については3年間、通常、過去2年の免除期間に加えて免除

- (3) 厚生労働大臣が指定する学校において指定科目を全て専修した者は該当科目を免除
  - (4) 幼稚園教諭免許状所有者は保育の心理学・教育原理・実技試験を免除
  - (5) 幼稚園教諭免許状所有者で筆記試験全科目合格者は実技試験を免除
  - (6) 幼稚園教諭免許状所有者における保育士資格特例による受験者は保育の心理学・教育原理・保育実習理論・実技試験を免除
- 6 試験に関する問合せ先  
 〒171-8536  
 東京都豊島区高田3-19-10  
 一般社団法人全国保育士養成協議会  
 保育士試験事務センター  
 電話 0120-4194-82

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)第30条第1項の規定に基づき、職業訓練指導員試験(以下「試験」という。)を実施するので、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。)第45条第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年7月2日

福井県知事 杉本 達治

- 1 試験を実施する職種  
 全職種(実技試験および学科試験のうち関連学科が免除される者を対象に学科試験のうち指導方法のみを実施)

2 試験の科目	学科試験の科目
免許職種	指導方法(職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導および職業訓練関係法規)
全職種	教科指導法、訓練生の心理、生活指導および職業訓練関係法規)

- 3 受験資格
  - (1) 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。
    - ア 法第44条第1項の規定による技能検定に合格した者
    - イ 規則第45条の2第2項および第3項に規定する者
  - (2) (1)に掲げる者であっても、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができ

ない。

ア 禁錮以上の刑に処せられた者

イ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、その日から2年を経過しない者

- 4 試験の免除  
 試験の受験資格を有する者のうち、次に該当する者については、試験の免除を受けることができる。
  - ア 規則第46条に該当する者
  - イ 規則別表11の3に該当する者

- 5 試験の日時  
 令和6年9月6日(金) 午前10時から
- 6 試験の実施場所  
 福井市林藤島町20-1-3  
 福井産業技術専門学校
- 7 受験手続

- (1) 受験の申請に必要な書類
  - ア 受験申請書・写真票・受験票・履歴書(1枚綴りの所定様式)
  - イ 受験資格および免除資格を証明する書類
  - ウ 住民票(本籍地の記載のあるもの)
- (2) 受験手数料  
 3,100円
- (3) 書類の提出先  
 〒910-8580  
 福井市大手3丁目17番1号  
 福井県産業労働部労働政策課
- (4) 受付期間  
 令和6年7月17日(水)から同年8月2日(金)まで。  
 郵便による場合は、令和6年8月2日(金)必着のこと。
- (5) 受験票の送付  
 申請書を受理した後、受験票を送付するので、大切に保管し試験当日必ず持参すること。

- 8 合格発表  
 令和6年10月2日(水)  
 合格者の受験番号を福井県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者には合格通知を送付する。
- 9 その他
  - (1) 受験者は、試験当日受験票および筆記用具を持参すること。
  - (2) 受験申請書・写真票・受験票・履歴書は、福井県産業労働部労働政策課に揃え置く

ので、郵送を希望する場合には、140円切手を貼った宛先明記の角形2号（A4大）の返信用封筒を同封して労働政策課まで申し込むこと。

- (3) 受験手続その他試験に関する問合せは、福井県産業労働部労働政策課（電話 0776-20-0388）に行うこと。

南条土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年7月2日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所  
理事 高木 正義 南越前町清水8-15  
〃 岩端 猛志 南越前町堂宮15-32

南条土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年4月8日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年7月2日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所  
理事 高木 勝彦 南越前町清水14-39-3  
〃 高木 久也 南越前町堂宮13-6

政府調達に関する協定の適用を受ける契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年7月2日

福井県知事 杉本 達治

- 随意契約に係る特定役務の名称  
福井県道路管理情報システム改修業務委託
- 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県土木部道路保全課  
福井市大手3丁目17番1号
- 随意契約の相手方を決定した日  
令和6年5月9日
- 随意契約の相手方の名称および住所  
株式会社ほくつう福井支社

福井県福井市問屋町2丁目43番地

5 契約金額

74,470,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約理由

福井県道路管理情報システム等に搭載されているソフトウェアは、同社が開発したプログラムであり、またシステムは各種センサーおよび監視カメラ等システム全体に点在しているサージンシステムと複雑に連携していることから、これらの状況について詳細に把握できるのは開発業者のみであるため。

## 教育委員会公告

### 福井県教育委員会告示第5号

令和6年度福井県立高等学校後期編入学者選抜実施要項（定時制の課程および通信制の課程）を次のように定める。

令和6年7月2日

福井県教育委員会

令和6年度の福井県立高等学校（以下「県立高校」という。）の定時制の課程および通信制の課程の後期編入学者の選抜は、この要項の定めるところにより実施する。

第1 募集

1 募集する学校・学科

下記の学校・学科において、欠員数等に応じて募集する。

定時制の課程 通信制の課程

学校名	学科名	学校名	学科名
丸岡	普通(昼間)	道守	普通
大野	普通(昼間)		
鯖江	普通(昼間)		
武生	普通(昼間)		
敦賀	普通(昼間)		
若狭	普通(昼間)		
道守	普通(午後)		
	普通(夜間)		

2 応募資格

後期編入学を志願できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- 高等学校またはこれに準ずる学校に在籍したことがある者
- 高等学校に準ずる学校に在籍している者

ウ 学校教育法施行規則第95条第1号または第2号に該当する者で、令和6年4月以降に帰国または入国した者

## 第2 受験に関する事前説明

(1) 編入学を志願する者（以下「志願者」という。）および保護者は、令和6年8月5日（月）から8月9日（金）までの間および8月19日（月）から8月23日（金）までの間に、志願先の県立高校において、出願や編入学後の教科・科目の履修等について、事前に説明を受けること。ただし、志願者が成人の場合、父母等の同伴は不要とする。

(2) 事前説明に当たっては、志願者は、過去に在籍していた学校または現在在籍している高等学校に準ずる学校（以下「前籍校」という。）において作成した「学籍および単位修得証明書（様式編入第2号）」および「在籍した学年の3(4)カ年間の教育課程表」を、志願先の県立高校に持参する。

ただし、応募資格のウに該当する者は、前籍校における成績を証明する書類（日本語または英語で作成）をもって「学籍および単位修得証明書」に代えることができる。

(3) 志願先の県立高校の校長（以下「県立高校長」という。）は、志願者が持参する「学籍および単位修得証明書」をもとに、応募資格を確認し、編入学後の学校生活等について相談に応じるものとする。

## 第3 出願

### 1 出願期間

(1) 出願の受付期間は、令和6年8月29日（木）および8月30日（金）の両日とする。

(2) 受付時間は、8月29日（木）は午前9時から午後4時までとし、8月30日（金）は午前9時から正午までとする。

(3) 郵送により出願する場合は、書留郵便によることとし、出願受付期間内（ただし、8月30日（金）は正午までとする。）に到着したものに限り、受け付ける。この場合においては、受験票返送用として、宛先を記入し書留郵便に必要な切手を貼った封筒を同封すること。

### 2 出願手続等

(1) 出願は、一人1校1課程1学科に限る。

(2) 志願者は、出願期間中に、次の書類を志願先の県立高校長に提出すること。

ア 福井県立高等学校編入学願書および受験票（様式編入第1号）

イ 単位修得および成績証明書（様式編入第3-1号または様式編入第3-2号）

ただし、イについては、前籍校において厳封されたものであること。

(3) 入学審査料は、福井県証紙もしくはクレジットカードによるオンライン決済、コンビニエンス支払いのいずれかの方法で払い込むこと。証紙で払い込む場合は、1,500円分の福井県証紙を編入学願書に貼り付けること。この場合において、その証紙

に消印をしてはならない。クレジットカードやコンビニエンス支払いで払い込む場合は、手数料納付システムにて入学審査料を納付した後、納付完了後に表示される申込番号（12桁）を編入学願書に記載すること。

(4) 志願先の県立高校長は、編入学願書等の提出を受けた場合において、適正であると認めるときは、これを受理し、受験番号を付した上で、志願者に受験票を交付する。

(5) 志願先の県立高校長は、編入学願書の受付期間中の両日、その日の受付終了後速やかに、出願者数を福井県教育委員会に報告するとともに、校内に掲示する。

なお、電話等による出願者数の照会には、応じないものとする。

## 第4 学力検査等

### 1 学力検査等の実施

(1) 編入学者選抜の資料とするため、学力検査等を実施する。

(2) 学力検査等は、令和6年9月5日（木）に、編入学願書を提出した県立高校において実施する。

(3) 定時制の課程においては、国語・英語・数学の3教科の学力検査および面接を実施し、通信制の課程においては、面接のみ実施する。

### 2 編入学者の選抜

志願先の県立高校長は、提出書類および学力検査等の結果を資料として、編入学者を選抜する。

### 3 合格者の発表

志願先の県立高校長は、令和6年9月6日（金）の午後4時以降に、合格者の受験番号を各県立高校のホームページに掲載する。その後、合格者に通知するものとする。

また、合格者の決定後速やかに、合格者数を福井県教育委員会に報告するものとする。

福井県立高等学校編入学願書

受験番号 ※

受験票

志願高校	福井県立 高等学校	課程	科
( 昼間・午前・午後・夜間 ) 部			
応募資格に係る学歴	学校	課程	科
			第 学年
			卒業 学年

入学審査料の  
証紙貼り付け欄  
※証紙で納付する場合

(消印をしないこと。)

本人	氏名	
	現住所	
保護者	氏名 (続柄)	( )
	現住所	

申込番号 (12桁)  
※手数帳補付システムで納付する場合

<input type="text"/>											
<input type="text"/>											
<input type="text"/>											

生年月日	昭和・平成	年	月	日
上記のとおり編入学を志願します。				
		令和	年	月
			日	
		福井県立	高等学校長	様

受験番号 ※	
ふりがな	
氏名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日
志願高校 ※	福井県立 高等学校
学力検査 ※	令和 年 月 日

受験者の心得

- 1 早めに受験会場に行き、担当者の指示に従うこと。
  - 2 携行品：受験票、上ばき、鉛筆、シャープペンシル、消しゴム、コンパス、定規など。
  - 3 分度器および分度器機能付きものは、使用できない。許可を受けて使用する。
  - 4 下駄きは、担当者の許可を受けて使用する。
  - 5 時計は、計時機能だけのものに限る。携帯電話等を持ち込まないこと。
- ※通信制の課程においては、面接のみ実施します。

(裏面)

学力検査日程表

9:00	定時制	通信制
	出欠調査	
9:15		注意
9:20		休憩
10:00	国語	面接
10:20	休憩	
11:00	英語	
11:20	休憩	
12:00	数学	
13:00	昼食	
	面接	

編入学願書記入上の注意

- 1 ※印欄は、記入しないこと。選択する文字を○で囲むこと。
- 2 「応募資格に係る学歴」の欄は、過去に在籍した学校または現在在籍している学校についてその在籍状況を記入すること。
- 3 氏名は、住民票に記載されているとおりの氏名を、かい書で記入すること。外国人の場合は、外国人登録証明書または在留カードに記載されているとおりの氏名を記入すること。
- 4 「保護者」の欄の続柄は、本人との続柄とし、例えば、「父」のように記入すること。
- 5 学力検査日に18歳以上の者は、「保護者」の欄への記入は要しない。
- 6 入学審査料を証紙で払込む場合は、1,500円分の福井県証紙を編入学願書に貼り付けること。クレジットカードやコンビニエンス支払いで払込む場合は、手数料納付システムにて入学審査料を納付した後、納付完了後に表示される申込番号 (12桁) を編入学願書に記載すること。

様式編入第2号 (A4判縦)

事前説明用

学籍および単位修得証明書

学籍の記録					
ふりがな 氏名				性別	学校名 (学科名)
生年月日	昭和・平成	年	月	日生	( )
現住所	都道府県			市郡区	入学・ 編入学 等
	町村			番地	
				在籍・ 卒業等	平成・令和 年 月 日 第 学年在籍 卒業学 退学

各教科・科目等の単位修得の記録											
教科・科目	修得単位				修得単位の計	教科・科目	修得単位				修得単位の計
	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年			第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	
国語						外国語					
地理歴史						家庭					
公民						報数					
学理						総合的な探究(学習)の時間					
保体						小計					
芸術						留学計					
						合計					

上記の記載事項に誤りがないことを証明する。

令和 年 月 日

学校長

印

記載責任者

印

様式編入第3-1号 (A3判横)

単位修得および成績証明書

受験番号

※

ふりがな 氏名	昭和・平成 年 月 日生	性別	住所	市郡 区 町 村	学年 在退 学業地
学校名 (学科名)	( )		第 年 月 日		平成・令和 年 月 日
各教科・科目等の学習の記録					
教科・科目	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	修得単位数
	学習状況	学習状況	学習状況	学習状況	定
教科・科目	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	修得単位数
	学習状況	学習状況	学習状況	学習状況	定
外国語					
家庭情報					
公民					
数学					
理学					
体育					
芸術					
総合的な探究の時間					
小計					
合計					

総合的な探究の時間の記録

学習活動	特別活動の記録							
評価	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年				
総合所見および指導上参考となる諸事項								
第1学年								
第2学年								
第3学年								
第4学年								
出欠の記録								
学年	区分	授業日数	出席停止・退席日数	留学中の授業日数	出席しなかつた日数	欠席日数	出席日数	備考
1								
2								
3								
4								
本書の記載事項に誤りが無いことを証明する。								
令和 年 月 日			学校長			記載責任者		
			[印]			[印]		



## 福井市町村職員共済組合公告

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項の規定に基づき、令和5年度決算の要旨を公告する。

令和6年7月2日

福井県市町村職員共済組合  
理事長 西行 茂

- 1 組合に属する地方公共団体の数は、市町17団体、一部事務組合等23団体の計40団体である。
- 2 組合員数、標準報酬の月額および被扶養者数は次のとおりである。

組合員数	一般 (うち特別職)		短期	市町村長	特定消防	長期	後期高齢者等		市町村長 長期	任意継続	計
	短期	長期					短期	長期			
9,167 (38)	3,220,804 (23,740)	-	3,608	17	1,118	5	52	0	155	14,122	
標準報酬の月額	3,289,844 (25,100)	561,958	14,510	420,820	1,570	2,130	8,466	0	37,198	4,334,926	
組合員 1人当たり 標準報酬の月額	351,348円 (624,737)	-	650,000円	376,404円	314,000円	426,000円	162,808円	0円	-	354,540円	
被扶養者数	5,804	513	16	1,550	-	-	-	0円	83	7,966	
組合員 1人当たり 被扶養者数	0.63	0.14	0.94	1.39	-	-	-	-	0.54	0.57	

(単位：人、千円)

- 3 組合職員の数は、次のとおりである。

	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	計
人員	12	2	1	3	1	19

(単位：人)

- 4 各経理単位別収支状況および資産の状況は、次のとおりである。

	短期		厚生年金保険		退職等年金		経過の長期		退職等年金 預託金管理		経過の長期 預託金管理		業務		保健		宿泊		貯金		貸付	
	短期	厚生年金保険	退職等年金	経過の長期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	短期	厚生年金保険	退職等年金	経過の長期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付
負担金・掛金	6,765,790	12,795,014	841,993	59,095			120,663	276,258														
事業収入																						
補助金等収入																						
他経理より繰入金																						
利息及び配当金	25				2,581		344	3,708														
収入	500,440						51,591															38
連合会交付金																						
前年度繰越支払準備金	474,408																					
その他の収入	6,283						6	477														
計	7,746,946	12,795,014	841,993	59,095	2,581	0	195,478	280,443														5,859
損																						
給付金	4,101,754																					
事業費																						
役員給与							76,119	15,499														4,122
支払利息					2,581																	2,580
支																						
連合会払込金	461,886	12,795,014	841,993	59,095			60,074	1,802														
退職者給付拠出金	16																					
高齢者支援金等	2,426,442																					
介護納付金	728,043																					
他経理へ繰入金	22,874																					20,000
益																						

(単位：千円)

